

「低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金」について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、低所得の子育て世帯に対し、令和3年4月から子育て世帯生活支援特別給付金を支給しています。

給付金の受給には以下の要件に該当する必要がありますので、改めて要件をご確認いただき、該当する場合には申請をお願いします。

※給付金は児童1人につき一回の支給ですので、既に受給されている方は対象となりません。

◆ひとり親世帯◆

○支給対象者

- ・令和3年4月分の児童扶養手当受給者の方
- ・公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

○支給額:対象児童1人当たり一律5万円

○申請受付:～令和4年2月28日(月)

◆ひとり親世帯以外◆

○支給対象者

(1) 養育要件と(2) 所得要件の両方に該当する方が対象です。

(1) 養育要件:以下のいずれかに該当する方

- ①児童手当受給児童を養育している方
- ②特別児童扶養手当受給児童を養育している方
- ③高校生の年齢にあたる児童を養育している方

(2) 所得要件:以下のいずれかに該当する方

- ①令和3年度分の住民税均等割が非課税の方
- ②新型コロナウイルス感染症の影響による家計の急変により、急変後1年間の収入見込み額が非課税世帯相当と認められる方

詳細は町ホームページに掲載しています。また、対象となる可能性がありまだ申請がお済みでない方、対象となるか判断に困る方など、不明な点がございましたら担当までお問い合わせください。

■ 問い合わせ 下諏訪町 教育こども課 子育て支援係 ☎27-1111 (内線714)

11月は児童虐待防止推進月間です

児童相談所
全国共通
3桁ダイヤル



いち はや く
1 8 9

連絡は匿名で行うことも可能です。
連絡者や内容に関する秘密は守られます。

お住まいの地域の児童相談所につながります。一部のIP電話からはつながりません。
※通話料がかかります。

子どもを健やかに育てるために～愛の鞭ゼロ作戦～

子育てにおいて、しつけと称して、叩いたり怒鳴ったりすることは、子どもの成長の助けにならないばかりか、悪影響を及ぼしてしまう可能性があります。以下のポイントを心がけながら、子どもに向き合しましょう。

子育てに 体罰や暴言を使わない	子どもが親に 恐怖を持つとSOSを 伝えられない	爆発寸前のイライラを クールダウン
親自身が SOSを出そう	子どもの気持ちと 行動を分けて考え、 育ちを応援	詳しくはこちら



■ 問い合わせ 下諏訪町相談ホットライン ☎27-3204 (平日午前9時～午後5時)
長野県児童虐待・DV24時間ホットライン 026-219-2413 (24時間受付)

令和3年度から新たな環境基本計画が始まっています

町の課題及び住民等の環境に対する取組状況等をふまえ、目指す環境の姿を実現するための基本目標をご紹介します。

基本目標④ 資源を有効活用する、環境負荷の少ないまち<資源循環>

ごみの減量化、生ごみや剪定枝等のリサイクルの促進に努め、今後さらに環境負荷を少なくするため、3Rを進め、持続可能な社会を目指します。

町が目指す環境の姿を実現するための環境施策にぜひご協力ください (詳細は町HPに掲載しています)

ごみを減量しましょう

ごみの減量化や資源化のため、分別の徹底、食品ロス削減、生ごみ処理などの支援を進めています。



ポイ捨ては不法投棄です

看板によるごみのポイ捨て禁止を呼びかけ、住民・関係団体による清掃活動員の美化運動を推進しています。



■ 問い合わせ 下諏訪町 住民環境課 生活環境係 ☎27-1111 (内線143)